

第33回定例総会 令和8年2月27日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、2月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局長 また、公共工事に伴う農地の一時使用届が1件、提出されていますので報告します。

土地の所在：大字茶臼原字〇〇番2外5筆、地目・畑、面積7,883㎡、使用面積7,395㎡。所有者の住所・氏名：大字穂北〇〇・〇〇。場所は、〇〇約200mのところにある農地です。申出人の住所・氏名は、高鍋町大字北高鍋・九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所。発注者も同様。工事名：〇〇。使用目的：工事用地他、使用期間：令和8年2月16日から令和9年3月31日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

局長 また、相続届出4件、賃貸借合意解約6件、使用貸借合意解約1件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和7年度第33回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員14名 推進委員14名、合計28名の出席であります。

本日の議案件数であります、5件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。9番委員、24番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第162号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 162 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書
1 ページの通り申請件数は 3 件であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 今回は 32 番委員と私が会長の名を受けまして、去る 2 月 17 日 9 時より清
係長と申請書の審査を実施した後、事務局より鎌田局長、清係長同行のもと、
農地法 5 条 3 件、非農地証明 2 件の現地調査を行いました。順次報告します
ので、皆様の御審議をよろしくをお願いします。なお、非農地証明調査には、3
番委員、18 番委員にも同行していただきました。

32 番 1 番について説明いたします。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇より三
納方面に入り、〇〇を過ぎて〇〇の隣の農地になります。申請人〇〇さんが〇
〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、農家住宅を建設される
ためのものです。理由については独立して営農するためということです。
周囲は東側市道を挟んで住宅、西側畑、南側市道を挟んで住宅、北側〇〇とな
っております。生活排水については合併浄化槽を設置して東側側溝へ放流しま
す。雨水は枿を設置して敷地内に降った雨が隣地へ流れ込まないように集めて
東側市道側溝へ放流をされるそうです。転用する周辺の関係者の説明はなされ
ているということです。申請地は農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地とな
っております。調査員一同、許可相当と判断しました。皆様の御審議よろしく
をお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件につきましては、土地の取得費が〇〇万円になっております。農家住
宅の原則 1,000 m²を超えているところではございますが、計画図のとおり農
業用資材置場等を完備し、今回の申請地の農業用住宅への転用を図りたいとの
申出があったところでございます。

議 長 1番について審議をお願いします。本案件は〇〇委員が受人に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 発言のある方は挙手願います。

5 番 農家住宅ということですが、住まいがあるんですか。

事務局 農家さんが居住をするための家と、それに付随する農業用の機械等とか、そういうところを合わせて、一体的につくる場合に関しまして農家住宅というような形をとっております。一般個人住宅、普通の方と違うところは、そういう農業用の施設を併設しているようなところが違いというふうに御理解頂ければと思います。

5 番 寝泊りする居住スペースがあるということですか。平面図がないので住まわれる場所か分からないので。

事務局 平面図を頂いているところではあるんですが、家の図面なので今回、省略をさせていただいたところですが、基本的には家の部分もあるというふうな形で御理解頂ければと思います。逆に居住スペースがメインで、プラス農業用の倉庫とかそういうのも付随してつくるといような形で御理解頂ければと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 2番について説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇の隣の農地であります。申請人、〇〇が〇〇さんから売買により所有権の移転を受ける始末書付きの案件です。〇〇より工場敷地として利用されているも、個人名義の農地として残されている状態で、それを是正するものです。周囲は東側は河川、北側、西側は工場、南側は〇〇となります。雨水は側溝より三財川に流します。この土地に対しての生活排水、土砂の流出はありません。この申請地は、農振農用地となっておりますが、農用地利用計画も変更済みであることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 まずは顛末書の添付が漏れており、別刷りで配布しておりますので、御覧になっていただき顛末書も含めての御審議をよろしくお願ひいたします。土地に係る売買につきましては〇〇万円でございます。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番について特別調査員の報告をお願いします。

32 番 申請地は妻地区の〇〇集落で、西都から宮崎へのバイパスの〇〇から東へ入

ったところの農地であります。申請人〇〇さんが〇〇さんから売買によって所有権の移転を受け、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。家族が増えたため新居が必要になったため申請されたものです。周囲は東側が田、西側は市道を挟んで〇〇、南側がアパート、北側が一般住宅となっております。雨水については、西側側溝に流します。生活排水は西側公共下水道に流すということです。転用に伴う土砂の流出については、周囲にブロックを敷くということでもあります。なお、土地代については知人関係ということで全額で35万円です。周辺への同意もなされているということでもあります。この申請地は農地の繋がりが10ha未滿の第2種農地となっており、調査員一同、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8番 添付の図面には申請人と夫の名前が記載されていますが、農地については申請人のみということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第163号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いた

します。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 163 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2～4 ページの通り申請件数は 10 件で、追加議案 2 件を配布しておりますので、併せて 12 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度等、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 1 番について説明します。申請地は、妻地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇の受人への売買による所有権移転です。申請地は、〇〇から北東約 300m のところにある農地です。受人は各地で全体で 8 町 5 反作付しており、現地には水稻を作付けする予定で、今後とも農地として活用されていくということを確認しております。農機具はトラクター 4 台、コンバイン 1 台、田植機 2 台、軽トラ 2 台所有し、農業に必要な機械等は一式そろっております。周辺への作物の影響もないことから、許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 本案件の売買金額ですが総額で〇〇万円、10a 当たり〇〇円になります。補足としまして、この 6 筆ですけども、昨年までは〇〇さんが耕作していて、中間管理の貸し借り契約が切れる関係で耕作者が返したので、今作から〇〇が耕作するというふうになっております。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 2番について説明いたします。今回の申請地は妻地区〇〇集落の渡人から〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から北へ約200mのところにある農地になります。受人は、〇〇や各地で3haほど作付けをしており、現地には水稻を作付される予定です。今後とも農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター1台、田植機1台、軽トラ1台所有し農業に必要な機械は一式揃っております。周辺への作物への影響もないことから許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 本案件の売買価格は総額〇〇万円、10aあたり〇〇円になります。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 3番について説明いたします。今回の申請は宮崎市〇〇の〇〇から、宮崎市〇〇の受人への贈与による所有権移転です。申請地は〇〇から西へ約300m進んだところにある農地になります。受人は〇〇で冬は〇〇、夏は〇〇など20aを作付しております。現地にはハーブを作付する予定で農地として活用されていくことを確認しております。農機具は、草刈り機しか持っておらず、知人から作業をしてもらうと聞いております。周辺への作物の影響もないことから、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 説明に入る前に地図を御参照頂きたいと思いますが、〇〇と〇〇の交換です。この中身を説明いたします。申請番号4番について説明します。今回の申請は〇〇の渡人〇〇さんと、受人〇〇さんとの交換による所有権移転です。申請地は〇〇から南へ700mの農地になります。受人は〇〇集落で、ピーマンを30a

作付けしております。現地にはハウスピーマンを作付け予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ2台所有し、農業に必要な機械は全て揃っております。周辺への作物への影響もなく、問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28番 申請番号5番について説明します。今回の申請は〇〇集落の渡人〇〇さんと〇〇集落の受人〇〇さんとの交換による所有権移転です。申請地は〇〇から南へ約900mのところにある農地になります。受人は〇〇集落で、WCS、イタリアン等、全体で300a作付けしております。現地にはWCSを作付け予定で、農地として活用していくことを確認しております。農機具はトラクター4台、軽トラ1台、ダンプ1台を所有し、農業に必要な機械等は一式そろっております。周辺の作物の影響もなく問題ないことから、許可相当と存在しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 申請番号 6 番について説明します。今回の申請は、穂北地区〇〇集落の渡人から穂北地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転です。申請地は〇〇から東へ 1km の堤防沿いにある農地になります。受人は〇〇集落で WCS、水稻など全体で 400a を作付けしております。現地には水稻を作付け予定で農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 2 台と農業に必要な機械等は一式そろっております。周辺の作物の影響もないことから、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

19 番 申請番号 7 番について説明します。今回の申請は妻地区〇〇集落の渡人から妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇の東側にある農地です。受人は〇〇集落でピーマン、水稻など全体で 2.8ha 作付けされています。現地には野菜を作付け予定で農地として利用されていくことを確認しています。農機具はトラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台と農業に必要な機械は揃っております。周辺の作物の影響もないことから、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地は、先ほどの 5 条 3 番の申請地の隣になります。売買価額は総額で〇〇万円です。

議長 説明がありました 7 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 8 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 申請番号 8 番について説明いたします。今回の申請は滋賀県の渡人から三納地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇の裏手にある農地です。受人は、〇〇集落で WCS や水稻を 20ha ほど作付しております。これまで現地には早期水稻を作付けしてきましたが、今後とも作付けしていくということを確認しております。農機具はトラクター、田植機、充分そろ

っております。周辺作物への影響もないことから、許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は一筆で〇〇万円になります。

議長 説明がありました 8 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 9 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 申請番号 9 番について説明をいたします。今回の申請は、宮崎市の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇公民館から西へ約 500m のところにある農地になります。受人は〇〇集落でゴーヤ 25a、キウイ 40a、水稻 20a、全体で 85a 作付けされております。現地には果樹を作付予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター 1 台、軽トラ 2 台、管理機 1 台を所有されており農業に必要な場合は一式そろっております。周辺への作物への影響もないことから、許可相当と判断をいたしました。皆様の御審議をよろしく願います。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は一筆で〇〇万円になります。

議長 説明がありました 9 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願

います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 10 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 申請番号 10 番について説明いたします。今回の申請は、宮崎市に住む渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は、〇〇から東へ約 1.5km 行ったところの農地です。受人は〇〇集落でハウスニラ 30a、露地ニラ 30a、水稻 25a など全体で 85a の作付けをされております。現地には水稻を作付する予定で農地として活用することを確認しております。農機具はトラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 2 台、管理機 1 台所有し、農業に必要な機械等は一式そろっております。周辺への作物の影響もないことから、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は一筆で〇〇万円になります。

議長 説明がありました 10 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に追加議案の 11 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 11 番を説明いたします。今回の申請は都於郡地区〇〇集落の渡人から、同じ地区の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇から〇〇方面に 100m ほど進んだ左側の上の段にあります。受人は千切り大根、スイートコーン、露地ピーマン、パパイヤ、牛も養っています。農業に関する機械は一式そろっております。後継者もいることから、許可相当と判断いたしました。皆様の御審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇万円。10a あたり〇〇万円です。本案件は、受人より申出があり、あっせんした案件になります。

議 長 説明がありました 11 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に追加議案の 12 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10 番 12 番について説明します。今回の申請は新富町の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転です。申請地は〇〇の西側にある農地です。

受人は〇〇集落で15haほど作付けしております。現地には水稻を作付けする予定で、農業に必要な機械は一式揃っております。周辺の影響もないことから、許可相当と判断しました。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10aあたり約〇〇万円になります。受人の申出があり、あっせんをした案件になります。

議長 説明がありました12番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第145号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第145号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書5~6ページのとおり4件であります。

議 長 説明のありました 4 件の議案について審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に賃貸借設定分として議案書 7～22 ページのとおり 24 件であります。

議 長 説明のありました 24 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 165 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いた
します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 165 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いた
します。今回の非農地証明交付申請は、議案書 23 ページの通り 2 件でありま
す。

議 長 1 番について地元委員の説明を求めます。

17 番 1 番を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落にある農地で、〇〇を西に 200m 行ったところの農地です。今回の申請は申請人が所有する農地ですが、戦後すぐからこの土地に家や納屋が建っていました。現地を確認し間違いないことから、事由 1 の農地法施行以前から農地以外と土地に該当すると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 次に 2 番について地元委員の説明を求めます。

18 番 2 番について説明いたします。申請地は〇〇集落にある農地であります。〇〇集落の入り口の近くになります。今回の申請は申請人〇〇さんが所有している農地であります。40 年以上耕作されておらず、山林化しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由 5 に該当すると判断いたしました。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 166 号農地等利用最適化の推進施策に関する意見書(案)の承認につ
いて提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いた
します。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 15 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

9 番 _____

24 番 _____